③　標準仕様の策定と普及促進

国は、地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性の向上を図るため、事業者ごと、さらには事業者内の業務単位ごとに個別最適化されているシステム、データ、業務等の連携をスムーズにする標準仕様の策定に努めることとする。また、こうした取組の普及浸透を図るため、積極的な情報発信、勉強会、標準仕様等に準拠した事業への支援等を行っていくこととする。

④　技術開発等の推進

自動運転は、地域公共交通における担い手不足といった問題の解決や、安全な自動車社会を実現する上で効果的であり、持続可能な地域公共交通の実現の観点からも、国は、その開発・普及・事業化を推進する。具体的には、全国で行われている自動運転の取組を引き続き支援するとともに、高度な自動運転車の開発・普及の後押し、国際基準の提案・議論の主導、自動運転車の走行に対するインフラからの支援、事故時等における原因究明体制の構築等に取り組む。

⑤　安全の確保

公共交通の安全の確保は、地域公共交通の活性化及び再生の推進を図る上での前提であり、国は、鉄道事業、軌道事業、道路運送事業、自家用有償旅客運送、海上運送事業に係る各事業法の的確な運用等により、その安全の確保を図ることとする。

⑥　関係者相互間の連携と協働の促進

持続可能な地域公共交通の実現を図るためには、交通やまちづくりの分野のみならず、医療や福祉、教育等の関係分野が連携し、地域全体として移動手段確保の取組を進めていくことが重要である。このため、国は、関係省庁間の連携強化を図り、本省部局から都道府県、市町村、さらには地域の現場に至るまで、各階層における分野横断的な連携を促進する。あわせて、官民連携・地域連携を促進する基盤整備に取り組む。

(2)　都道府県の役割

都道府県は、広域的な観点から、地域公共交通の活性化及び再生の取組に主体的・主導的に取り組むことが重要である。また、特に中小規模の市町村で人材やノウハウの不足が課題となっていることを踏まえれば、都道府県が広域的な視点に立って市町村の取組を補完・支援する体制の構築を進めることが重要である。このため、国と連携しつつ、市町村等を中心とした地域の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するための検討、合意形成及び合意に基づく取組の実施に必要な財政的支援、人材育成、情報提供、助言等を積極的に講ずることとする。その際、地域公共交通が地域の活性化という地方行政の主要な目的を果たすための重要な手段の一つであることを十分認識した取組とすることが必要である。

また、市町村から広域的な地域公共交通計画の作成に係る要請があったときは、都道府県は、当該地域公共交通計画の取組が当該都道府県内の移動における幹線交通の充実や複数市町村にまたがる移動の確保に資すると判断した場合などには、関係市町村間の調整を図るとともに、積極的に地域公共交通計画作成に参画することが望ましい。さらに、市町

（新設）

③　技術開発の推進

国は、地域の関係者との適切な役割分担の下、地域のニーズを踏まえ、利便性・快適性の向上、コストの低減化、技術の標準化、実用化等のための技術開発の推進に努めることとする。また、これらの地域公共交通の技術の普及を促進するため、地域の関係者に対して積極的な情報提供を行うこととする。

特に、自動車の自動運転技術については、地域公共交通への活用を念頭に、持続可能性を意識したビジネスモデルの構築等も目的にしつつ、技術開発や実証実験等を推進するとともに、事業法制や安全規制のあり方も含め、円滑な社会実装のための環境整備を推進することとする。

④　安全の確保

公共交通の安全の確保は、地域公共交通の活性化及び再生の推進を図る上での前提であり、国は、鉄道事業、軌道事業、道路運送事業、海上運送事業に係る各事業法の的確な運用等により、その安全の確保を図ることとする。

⑤　関係者相互間の連携と協働の促進

地域公共交通の「リ・デザイン」を進めるため、国は、関係省庁間の連携強化を図り、「リ・デザイン」の施策に関係する省庁の連携の下、総合的な支援を講じていくこととする。

また、地方の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を図っていくことを念頭に置きつつ、地域の関係者間の協議が円滑に進むよう、国が積極的に関与していくことが必要である。とりわけ、本省の地域公共交通の担当部局とまちづくりの担当部局並びに地方運輸局及び北海道開発局が連携を強化し、地方公共団体等への助言等を行っていくことをより一層推進する。

(2)　都道府県の役割

都道府県は、広域的な観点から、地域公共交通の活性化及び再生の取組に主体的・主導的に取り組むことが重要である。併せて、国と連携しつつ、市町村等を中心とした地域の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するための検討、合意形成及び合意に基づく取組の実施に必要な財政的支援、人材育成、情報提供、助言等についても積極的に講ずることとする。その際、地域公共交通が地域の活性化という地方行政の主要な目的を果たすための重要な手段の一つであることを十分認識した取組とすることが必要である。

また、市町村から広域的な地域公共交通計画の作成に係る要請があったときは、都道府県は、当該地域公共交通計画の取組が当該都道府県内の移動における幹線交通の充実や複数市町村にまたがる移動の確保に資すると判断した場合などには、関係市町村間の調整を図るとともに、積極的に地域公共交通計画作成に参画することが望ましい。